

# 銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.7

## 最近の規制動向（2025 年 8 月～9 月初旬）

=====

<< index >>

1. 米国大統領のデジタル資産市場作業部による報告書
2. EU における 2025 年の銀行ストレステストの結果
3. 金融庁の 2025 事務年度金融行政方針
4. お問い合わせ先

=====

### 1. 米国大統領のデジタル資産市場作業部による報告書

米国では、暗号資産を巡る規制の明確化とイノベーション促進に向けた動きが加速している。2025 年 1 月に就任したトランプ大統領は、「米国を世界の暗号資産の首都にする」との方針を掲げ、その実現に向けて大統領令 14178 号により、大統領のデジタル資産市場作業部会（PWG）を設置した。PWG は、大統領令で定められた政策を推進するための規制および立法上の提案に関する報告書を提出する任務を与えられた。

これを受け、PWG は 2025 年 7 月 30 日に、トランプ大統領の公約実現に向けた提言やロードマップを示す報告書を公表した。この報告書では、米国議会や金融規制当局等に対し、①デジタル資産市場構造、②銀行業とデジタル資産、③ステーブルコインと決済、④不正資金対策、⑤課税に関する幅広い提言が盛り込まれている。例えば、証券取引委員会（SEC）と商品先物取引委員会（CFTC）に対しては、既存の規則制定権限等を活用して、連邦レベルでのデジタル資産規制の明確化を進めることが推奨された。また、銀行規制については、デ

デジタル資産の自己資本・流動性規制上の取扱いを巡り、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の国際基準を近代化すること等が提言されている。

今後は、こうした PWG 報告書の提言を踏まえた包括的な制度整備が本格化すると見込まれる。これにより、米国の金融機関にとっては、規制の不透明性が一定程度解消され、コンプライアンスを確保しながら暗号資産関連ビジネスに参入する余地が広がる可能性がある。他方で、多くの提言は議会による立法措置や当局間の調整を前提としているため、今後の議会審議や規制当局の動向を注視する必要があるだろう。

## 2. EU における 2025 年の銀行ストレステストの結果

EU では、2025 年の銀行ストレステストの結果が公表された。欧州銀行監督機構（EBA）は 2025 年 1 月、合計 64 行の大手銀行を対象とした隔年実施のストレステストを開始した。今回のストレステストでは、地政学的緊張の再燃、関税引き上げを伴う貿易の分断の固定化、継続的な供給ショックなどを背景とする世界的なマクロ経済・金融環境の急激な悪化を想定したアドバース・シナリオが用いられた。

EBA が 8 月に公表した結果によると、アドバース・シナリオの下では、2025 年から 2027 年までの 3 年間で EU の銀行全体で 5,470 億ユーロの損失が見込まれる一方、引き続き強固な資本基盤を維持できることが示された。特に、ストレステスト期間中の銀行の高い収益力が損失を部分的に相殺し、2023 年のストレステストと比べて自己資本の減少幅は抑制される結果となった。

また、欧州中央銀行（ECB）が実施した独自のストレステストにおいても、金利上昇や安定した資産の質に支えられた強い収益性により、自己資本の減少幅は前回よりも小さくとどまった。こうした結果は、EU の銀行セクターが依然として深刻な経済ショックに対して高い頑健性を備えていることを裏付けていると評価できる。

## 3. 金融庁の 2025 事務年度金融行政方針

金融庁は 8 月 29 日に、「2025 事務年度金融行政方針」を公表した。今回の主なポイントとしては、①地域金融力強化プランの策定、②人的資本開示・NISA の一層の充実、③暗号資産・ステーブルコインに関する施策の推進、④協同組織金融機関における適切な経営管理および業務運営の確保、⑤保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応、⑥組織体制の不断の見直しと金融行政の進化が挙げられている。特に、監督機

能の高度化に関しては、監督局を「資産運用・保険監督局」と「銀行・証券監督局」に再編することが検討されており、今後の監督実務や金融機関の対応に与える影響が注目される。

---

## 4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社

リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1300 Fax: 03-6213-1117

---

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマツリミテッド (DTTL)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.